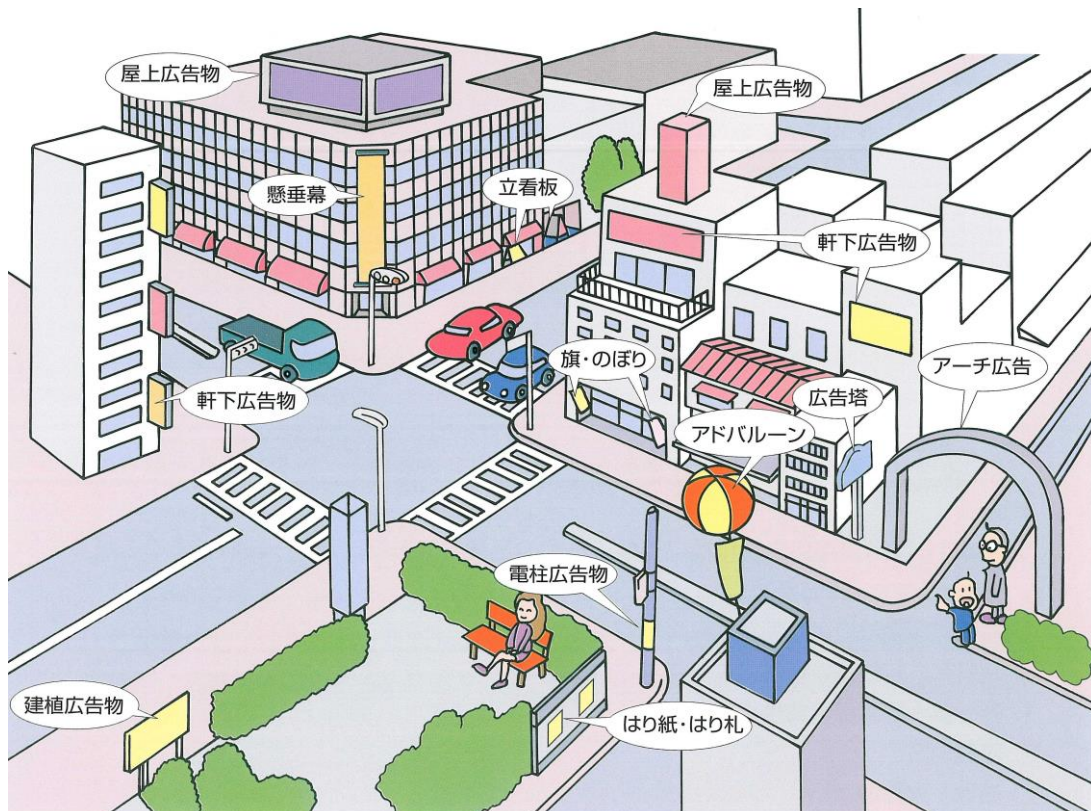


屋外広告物とは

街なかや幹線道路など人通りが多い場所や人が集まる場所には必ずと言っていいほど、数多くの広告物があります。これらの広告物は受け手にとって有益な情報であったり、街を活気づけたりするものでもあります。

しかし、屋外広告物が無秩序にはん濫すると、街なみや自然の美しさを損ねてしまいます。また、適正な管理がされていないと公衆に危害を与えることも予想され、広告物の安全性についての関心も高まってきています。

屋外広告物の設置や掲出など詳しくは、都市づくり推進課へお問い合わせください。



生駒市内で屋外広告物を設置・掲出するときには、奈良県の条例に基づき市長の許可が必要です。